

**令和2年第4回七戸町議会定例会
会議録（第2号）**

令和2年12月2日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 山本泰二君 外2名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	听清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	澤山晶男君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君

世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高 田 美由紀 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	三 上 義 也 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	天 間 孝 栄 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	天 間 孝 栄 君	事務局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
-------	-----------	---------	-----------

○会議を傍聴した者（9名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	山本 泰二 君 (一問一答式)	1. 七戸町の環境政策について	<p>(1) 平成19年度に表明した七戸町新エネルギービジョンは、現在どのように推進されているか。</p> <p>(2) 太陽光発電、木質バイオマス発電、BDF、農産バイオマスエネルギーの実績と課題は。</p> <p>(3) 町のCO₂排出量または石油消費量の推移を把握しているか。</p> <p>(4) 新政権による2050年CO₂排出実質ゼロ宣言に対し町はどう取り組むか。</p> <p>(5) 新エネルギー普及、リサイクル、環境保護等地球温暖化防止啓発活動による町民意識を把握しているか。</p> <p>(6) 庁舎などの公共施設における照明等の省エネ機器の導入はどの程度進んでいるか。</p> <p>(7) 町民のエコカーの普及はどの程度進んでいるか。</p> <p>(8) 七戸町環境政策課を新設する考えはないか。</p> <p>(9) 町民への環境啓発活動、子供たちへの環境教育はどのように行われているか。</p>

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
2	市 清悦 君 (一問一答式)	1. 東八甲田ローズカントリーの指定管理者の公募について	(1) 同施設の指定管理者公募への応募が、一般社団法人ローズカントリー1社だけに終わった原因をどのように分析しているか。
			(2) 昨年6月に新たに施設長を採用しているが、どのような効果があったか。
			(3) 5年前は指定管理業務に含めていなかった時給793円の加工施設の管理業務が今回は含まれた。指定管理者に損失を負わせることにならないか。
			(4) 施設の設置目的は達成が困難だと思う。同施設、及び同法人の方向性についてどう考えるか。
			(5) 耐用年数を経過したハウスは、町主導で利用希望者に貸与すべきだと思うが、見通しはどうか
		2. 道の駅しちのへの指定管理者の公募について	(1) 競争性を持たせ活性化を図るためには、早期に方針を決め公募の周知を図るべきだと思うが、どのように考えているか。
			(2) 1年前に提案した七採館の防風・防寒対策等の改修工事の検討状況はどのようになっているか。
		3. 広報しちのへの職員紹介について	(1) 毎年の広報しちのへ5月号での顔写真付きの職員紹介は町民に好評である。今年、顔写真を省略した理由は何か。また、来年から復活させる考えはあるか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 第8期介護保険事業計画について	(1) 介護保険基準額について、現行と比較しどうなるか。
			(2) 低所得者に対する町独自の保険料・利用料の減免制度を設けることは出来ないか。
			(3) 介護予防・日常生活総合支援事業について利用者の負担額は、現行と比較してどうなるか。
			(4) 介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合の単価はどうなるか。
		2. 就学援助制度について	(1) 準要保護児童・生徒の入学準備金支給月を前倒しできないか。
			(2) 準要保護生徒の高校入学時に入学準備金を支給できないか。
		3. 町民の健康対策について	(1) 町民のピロリ菌の検査料及び除菌の医療費を支援し、無料にできないか

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和2年第4回七戸町議会定例会は成立しました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、11月30日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（瀬川左一君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、2番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

○2番（山本泰二君） 皆さん、おはようございます。

昨年末に中国、武漢から広まったとされる新型コロナウイルスは、各国の感染対策を尻目に世界中に広まり、1年たとうとしている現在でも、その勢いは衰えていません。

日本では第3波の到来が懸念され、感染の拡大、医療の逼迫もさることながら、経済への打撃が深刻な状況になりつつあります。感染の拡大がとまったとしても、今後3年間は経済の回復は見込めない、そういう説もあります。

しかしながら、一方で、新型コロナウイルスの蔓延により、社会的、経済的活動が縮小したことで、大気がきれいになり、CO₂濃度が下がったりという現象が見られました。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素は、産業革命以降、工業や交通の発達による人間の社会活動の発展とともに急激に排出が拡大してきました。近年、世界的に風水害、干ばつ、山火事などが頻発し、季節はずれの大雪や氷河の消失、南極や北極の氷の減少、海面の上昇などが見られています。

これを重く見た世界の国々は、2015年、フランス、パリで開催された気候変動枠組み条約COP21において、パリ協定を採択し、日本もこの協定に基づき、2030に、2013年に比べ26%の温室効果ガス削減を目指す約束しました。

しかし、これまで主に石油、石炭などの化石燃料に依存してきたエネルギー情勢のもと、世界的に見て、CO₂削減はなかなか進まない状況です。さきに発表された最近のCO₂濃度では、2019年にはこれまでで最大の410.5ppmを記録しています。

このまま何もしなければ、地球環境の悪化は避けられず、最近では日本でも各地で発生した豪雨災害、超大型台風、竜巻、豪雪などの自然災害が見られ、これに加え、今後、環境変化による農産物の収穫量、海産物の漁獲量の減少、自然観光資源の変化など、生産活動、社会活動に甚大な影響がもたらされることが懸念されます。

皮肉なことに、コロナ禍により生産活動、経済活動が停滞したことにより、わずかばか

りではありますが、大気汚染、CO₂排出量に対する改善が見られたと言われていました。ふだん、深刻な大気汚染によるスモッグで視界が悪かったインドのニューデリーとか、そういう都会の空気が澄んだり、2020年のCO₂排出量は5%程度減ると予想されたりしています。

しかし、これは健全な状態ではなく、現在の世界の状況は、特に経済活動の点からは全くの異常事態であることは明白です。今後、コロナ禍が収束していくに伴い、徐々に様々な社会活動が回復していくと考えられますが、これまでどおりの今までと変わらない社会ではなく、環境問題への配慮を見据えた新たな方向が模索され始めています。

これまで、環境問題はもうからない、そういう言葉が信じられてきました。簡単に言うと、環境に配慮した生産、消費には余計なお金がかかるというものでしょうか。しかし、既にESG投資、環境投資といいますが、そういう言葉が使われるようになってきており、企業を評価する上で、財務状況のみを見るのではなく、環境、社会問題、企業統治、そういう面から、株主や顧客、従業員、地域社会などにいかに企業の社会的責任を果たしているかがチェックされるようになってきています。今後、環境問題への配慮を欠く企業活動は、投資の対象から外されていくと言われていています。

今後、世界の環境問題に関わる人にとって、SDGsという共通の言葉があります。これは、持続可能な開発目標という意味で、英語のSustainable Development Goalsの略で、17の目標と、それを細分化した169のターゲットからなる、世界の国々が達成すべき目標とされています。2015年に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。

ここで一つ、先日の11月30日の東奥日報に、ここにゴールズ・スタートとありますけれども、これがSDGs、Sustainable Development Goalsということで、東奥日報が朝日新聞、そういった会社と進めようと、音頭をとっているものです。よろしかったら後ほど見てみてください。

SDGs、その中には、環境に関する目標のほかにも、貧困をなくす、質の高い教育、全ての人の健康と福祉、エネルギー、経済成長といった目標もあり、文字どおり世界が目指すべき開発目標となっています。

環境問題に関して言えば、個人や一地域が取り組むだけでは問題は解決しません。しながら、個人や各地域が取り組んでいかなければ、決して問題は解決に向かいません。

今年、日本では新しく内閣が発足し、新しい首相は、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにすると宣言しました。環境問題に取り組む立場の者にとっては歓迎すべきことですが、その実現のためには、たくさんの問題をクリアしていかなければなりません。

また、海の向こうでも環境問題に消極的であったトランプ大統領にかわり、新しい大統領がパリ協定への復帰を実現するとみられています。

今後の社会活動の様々な取り組みは、このSDGsをベースにしていくことが求められていきます。生産活動も消費活動も、諸政策も、あらゆる面において持続可能な社会を目

指していかなければなりません。

環境問題は、今生きている私たちだけの問題ではありません。私たちの子供、そしてその子供、これから産まれてくる次の世代の人たちにどのような世界を残せるかが問われています。かけがえのない地球環境を未来の世代に受け渡すために行動することが求められています。

さて、平成19年度に新エネルギービジョンを表明した七戸町は、エネルギー問題に積極的に取り組むまちとして取り上げられました。それから10年ほどたちましたが、その後の環境問題への取り組みはどうなっているか、そして、今後どう取り組んでいくか。今回の定例会では、まちの環境問題への取り組みについて質問してまいります。

これより質問者席に移って質問を続けます。

では、質問を続けます。

七戸町は、平成17年度に、「潤いと彩りあふれる田園都市を目指して」として、長期総合計画を策定しました。その後、平成19年度に地域新エネルギービジョンを、21年度には地域省エネルギービジョンを策定しました。これらの新しい施策は、低炭素社会を目指し、新エネルギーへの移行、省エネルギーの実践を目的として策定されたものです。

主な施策内容としては、家庭、民間事業者への新エネルギー導入推進や、エネルギー関連事業の展開、新エネルギー普及啓蒙活動、学校での環境教育の推進などがありました。

新エネルギービジョン策定からおよそ10年が経過した現在、その推進はどのようになっているかについて質問します。平成19年度に表明した七戸町新エネルギービジョンは現在どのように推進されているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

山本議員の御質問にお答えいたします。

平成19年度に策定した七戸町地域新エネルギービジョンの基本方針は、当町の地域特性やエネルギー面の特性を踏まえ、新エネルギーの導入を推進するとしております。

この基本方針に基づいて、当町では具体的な事業として、役場本庁舎、道の駅、城北児童センター、城南小学校、天間西小学校、それから七戸中学校へ太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいりました。

また、平成24年度から平成29年度にかけて、クリーンエネルギー促進事業費補助金制度を実施し、各家庭の再生可能エネルギー設備の導入を促進してまいりました。

これら町の取り組みに加え、平成21年に開始された住宅用太陽光発電の売電制度などの効果もあり、町内における再生可能エネルギー利用の普及は進んできたものと思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員、質問。

○2番（山本泰二君） 続けて質問してまいります。

新エネルギービジョンの詳細について質問していきます。

新エネルギーへの移行として、当時、様々なエネルギーに関する調査が行われました。中でも、最近よく目にするのは、今話にもありましたソーラーパネルであります。それから、今、話もありました、庁舎にもこういうものが設置されております。学校などでも設置されているのを見ることができます。また、町内各地域にかなりの広さのソーラーパネルを見ることもあります。

また、現在、八幡岳に風力発電の施設の建設が進んでいることも、これもまた知られています。そのほかにも様々な新エネルギーがありますが、それぞれにメリットとデメリットがあり、取捨選択の上、導入が図られていくものと考えられていました。

新エネルギー導入推進に関し、現在どのような状況にあり、また、今後どのように進めていくかについて質問します。太陽光発電、風力発電、木質バイオマス発電、BDF、農産バイオマスエネルギーの実績、課題は。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 答えいたします。

太陽光発電においては、将来性や採算性等、導入効果が高いと判断したことから、一部公共施設に発電設備や蓄電池を設置しております。また、各家庭へは、クリーンエネルギー促進事業補助金により、太陽光発電システムの導入費に対し、平成24年度から29年度までの6年間で126件の交付実績がありました。

一方、木質バイオマス発電、それからBDF、農産バイオマスエネルギーにつきましては、平成21年度に、経済産業省の協力を得ながら、導入についての調査を実施するとともに、検討委員会を設置し、実現性を協議しております。しかし、十分な発電量に必要な燃料の確保、それから、燃料に使用する農産物の栽培環境、事業の採算性など、多くの課題があることから、事業としての実現には至っておりません。特にBDF。天ぷら油、これを精製して、ディーゼルエンジンに使うと、エンジンによくないということで、かなり研究はしましたが、これもだめでした。田んぼに、一番バイオガスがとれる作物は何かという検討も十分いたしました。ところが、なかなか採算性には至らないということになります。

そして、太陽光や風力等の採算性が見込まれる再生可能エネルギーについては、民間企業による事業展開が進んでいるため、民間企業と協力しながら普及を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 続けて質問してまいります。

今ありましたように、供給元としての新エネルギーへ移行していくということは、大きな枠組みとしては重要なことであると思えます。

一方で、消費者としての個人や、あるいは事業者が排出する、そういうCO₂の量の削減も同程度に重要なことです。

平成21年度に発表した省エネルギービジョン策定時の報告書では、七戸町のCO₂排

出量の試算がなされていまして。これは、各分野の電気使用量や、製造品出荷額、家計調査におけるエネルギー消費量などから試算されたものですが、通常の世界生活でどの程度CO₂が排出されているかを知ることが重要なことでもあります。町ではこういった数値を測定しているかについて質問します。町のCO₂排出量または石油消費量の推移を把握しているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町のCO₂排出量については、環境省の現況推計において、平成29年度に13万1,000トンで、平成17年度の15万トンと比較して12.6%、1万9,000トンの減となっています。

また、石油消費量については、資源エネルギー庁統計調査からの推計になりますが、平成29年度に3万5,870キロリットルで、平成18年度の4万9,004キロリットルと比較し、26.8%、1万3,134キロリットルの減となります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） これはあくまでも推計なわけですがけれども、平成21年度に報告がありましたが、その報告のよりどころの多くは、青森県の数値の按分によるものです。町独自の数値をあらわしてはいないと思います。

今後、町の対策の効果を検証するためにも、町としての数値の計測が必要と考えます。直接的な方法でCO₂排出量、石油消費量を測定する考えはないでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

CO₂排出量について、現在のところは町独自の数値の計測はいたしておりませんが、今後の環境問題への動向で、特に国が宣言した、2050年、CO₂原則ゼロに当町も向かって、国、県の指導をいただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今、話にありました、2050年のCO₂排出量ゼロについてなのですが、先ごろ、菅新総理大臣がそういう宣言をしたわけです。菅総理大臣のもと、新しい政権が発足し、大きな流れは、前政権を踏襲するとされています。

ですが、環境問題について、新総理からの踏み込んだ発言がありました。2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにするというものです。まさしく脱炭素社会への舵きりとして、国際社会からも評価されているようですが、その実現はかなり難しいものと考えられます。

しかし、アメリカでも、新しく政権を担うであろうバイデン氏により、トランプ大統領が離脱を表明したパリ協定へ復帰することが有力とされています。

また、イギリス政府は、2030年までにガソリン車、ディーゼル車の販売を禁止するとしています。世界の環境問題への流れは、脱炭素社会へと向かっています。

こういった流れの中で、七戸町の環境問題への取り組みについて質問します。新政権による2050年CO₂排出実質ゼロ宣言に対し、町はどう取り組むか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和2年11月24日現在、全国で24都道府県、94市、それから2特別区、44町、10村、これが宣言を表明しておりますが、青森県内では、当町を含め、今のところ表明市町村がありません。今、実はその宣言を目指して、その要件となる地球温暖化対策実行計画なるものをつくらなければならないということで、鋭意作成中であります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 続けて質問します。

環境問題は今すぐに取り組まなければならないということは分かりつつも、直接的な効果が見えにくいということもあり、なかなか行動にあらわせずにいる人もいます。やっても仕方がないという人さえいます。しかし、一人一人が取り組み、地域、職場、町、県、国が相互に協力し合って問題に対処していかなければ、環境問題は解決しません。まず町民がどの程度環境問題に関心があり、また、取り組もうとしているのか、知る必要があります。

町民は、近年の異常気象などの報道に接し、地球環境が今までと変わってきているということを理解しつつあると思います。しかし、一方で、正しい知識を持って行動ができる人がどの程度いるのか分かりません。町では、平成21年度に省エネルギービジョンが策定されたときに、町民に環境問題に関連するアンケート調査を行っています。

現在の町民の環境問題の意識についての質問です。新エネルギー普及、リサイクル、環境保護等、地球温暖化防止啓発活動による町民意識を把握しているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

過去には、今、議員御指摘のとおり、平成21年度に策定した省エネルギービジョンにおいて、事業者及び町民に対し、地球問題や省エネルギーに対するアンケート調査を実施しております。

その後は意識調査は行っておりませんが、省エネルギーモビリティ、LED照明、家庭用太陽光発電等の普及が進み、また、レジ袋削減など、国を上げての取り組み等をあわせると、平成21年度と比較し、意識向上は図られていると、町民の意識はかなり高くなっているというふうに思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 続けて質問します。

町などの公共施設での環境問題への対応については、直接の省エネ、CO₂排出量削減の効果とともに、町民や町外の者に対する環境対策へのアピールになると考えます。

町の対策導入について質問します。庁舎などの公共施設における照明等の省エネ機器の

導入はどの程度進んでいるか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平成21年度に策定いたしました七戸町地域省エネルギービジョンの基本方針において、地球環境を保全し、限りある資源の有効活用を図り、身近なところから省エネルギーを推進するとしております。

これに基づき、当町では、平成23年度より、役場本庁舎、七戸庁舎、それから、城南小学校、七戸中学校及び天間林小学校、各体育館、道の駅しちのへの物産館及び七彩館の照明は全て省エネ機器に更新をし、また、各児童センター、天間林中学校、七戸運動公園のテニスコートの建設時の照明においても省エネ機器を設置しております。さらに、町内の全ての街路灯、防犯灯、これをLEDに変えており、CO₂排出量でそれまでの333トンから282トン、率で15.4%減らしているということでもあります。これからも公共施設の新設及び既存施設の照明等に対しては、省エネ機器の導入を順序図ってまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） それでは、続けて質問します。

直接的に町民が環境問題として省エネに取り組むことができることの一つに、エコカーの選択というのがあります。EV車、PHV車、ハイブリッドカーなどは、それまでの車に比べてCO₂排出量を減らすことが可能です。町内のこういった車の普及度について質問します。町民へのエコカー普及はどの程度進んでいるか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

クリーンエネルギー促進事業費補助金により、平成24年度から29年度までの6年間で11台のいわゆるEV、電気自動車導入に対し、補助しております。エコカーというと、CO₂やNO_xなどの排出量が少ない環境対応車ということで、一般的には電気自動車、あるいはハイブリッド車、あるいはプラグインハイブリッド、その他、燃料電池、バイオ燃料車などがありますが、町では、当初はEVに対しての補助ということで助成を進めてまいりました。その他は国がいろいろな形で補助をしていると。そのほか、エコカーの保有台数、こういったものについては、具体的な把握というのはいたしておりません。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 結構進んでいると見ていいのかなと思いますが、今後また普及に向けた啓発、あるいは補助を行う考えはないでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国の政策としてエコカー減税やエコカーの補助金、これが実施されたことにより、町にとどまらず、全国的にエコカーの普及というのはいま進んでいるというふうに認識をいた

しております。

今、世界は競ってエコカーの開発に向かって進んでいます。それらの進み方をにらみながら、これから判断をしていきたいと思っておりますが、特にエコカーのうちでもエンジンを使わないEV、この開発に向かっているということで、その進捗状況、こういったものをにらみながら、町の啓発、あるいはまた補助、こういったものを考えてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） これまで述べてきたこと全般について、町として部課を横断して統一的に政策を進める部署が必要ではないかと考えます。また、今後の環境問題に関する世界や国の情勢に鑑みると、一つの独立した部門による対応が必要になってくると思われると思います。

町の体制についての質問です。七戸町環境政策課を新設する考えはないか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在、環境に関する業務については、社会生活課の生活環境係、これが環境全般の衛生や保全に関して業務を行っております。現時点では、体制の再編について、緊急性、必要性、こういったものは、順次、国あるいはまた世界の状況が進んではおります。新しい分野は企画調整課でやっております、その辺の進捗状況をにらみながら、これはいずれ考えていかなければならないことだというふうに思っておりますが、現時点ですぐやるということではございません。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） ぜひとも今後リーディングしていけるような形で考えていっていただきたいと思っております。

これまでに述べてきたように、環境問題は一人一人が理解し、対策を実践することが大切です。そのためには、環境教育が必要となってきます。新エネルギービジョンの中には、環境教育を推進するということがうたわれていました。

環境教育についての質問です。現在、町民への環境啓発活動、町民への環境教育はどのように行われているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町民への環境啓発活動についてですが、町では、資源エネルギー庁の協力を得ながら、町内で開催されるイベントにおいて、年4回程度、エネルギーブースを出展してもらい、子育て世代や児童生徒を対象とした手回し発電機の体験や、再生可能エネルギー等の情報提供を継続して行っております。

また、子供たちへの環境教育についてですが、教育委員会では、令和2年度、七戸町教育施策の基本方針の中で、重点施策の一つとして環境教育の推進を掲げており、各学校に

において、一人一人の子供が環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことを目的に、環境教育に取り組んでおります。

小学校では、清掃センター施設の見学学習や、NPO法人から講師を招いての環境出前講座などを実施しております。

中学校では、資源リサイクル活動の実施、それから、再生可能エネルギーへの関心と理解を深めるため、太陽光発電による発電の仕組みや発電量、電気使用量などのさまざまなデータを映し出すモニターを設置しております。

また、来年度から、民間事業者の支援、協力をいただき、全小中学校において順次再生可能エネルギー教室を実施し、環境教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 子供たちに対する環境教育もさることながら、大人、現役世代、そういった人たちへの環境啓発が必要になってくると思いますが、まだちょっとというか、もう少し徹底したほうがいいのかという部分が見受けられます。

例えば、ごみの問題があると思います。ごみがちゃんと分別されているかということとか、あるいは、ごみを焼却するためかなりのエネルギーを使うと思うのですが、そういったものに、多分、あまり頓着している方がいないのではないかというふうに見受けられることもあります。

ちょっとごみについてお聞きしたいのですが、ごみに関して、どのぐらい費用がかかっているのかの教えていただけますか、焼却で。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 具体的な費用というと、はっきりした数字はちょっと出せないのですが、実は生ごみ主体ということ、もちろん生ごみ以外もあります。そうすると、野菜の残さがあると、そこに水がたまるということで、あれを燃やすために燃料費というのはとてつもない金額、これがかかっております。そして、木質の関係が、中部の清掃センターに運び込まれますけれども、それをいわゆる助燃剤にすると、いわゆる乾いている部分ですね。それで燃料費を幾らかでも浮かすということでやっていますが、実は完全な分別、これをしますと、当然、バイオガスが発生するということになりますけれども、完全な分別をしないと、これまただめということで、これがなかなか困難であると。実はローズカントリーでもそれを使おうかという検討をしたこともありますが、なかなか分別の関係が、今後恐らくかなり厳しくやっていかないとだめだということで、そういう方向にいずれこれはいかざるを得ない、いかなければならないというふうには考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今の答弁にありましたように、完全な分別、これは実はそれを行っている地域もあるわけですよ。ですから、これができないわけではなく、これはやはり環境教育、あるいは啓蒙活動、これに係るものだと思います。それも含めて、この町

が、七戸町が環境に関してリーディング、青森県を、あるいは日本をリーディングできるようなまちになっていけばいいなと思っております。

質問としてはこれで終わります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） これをもって、2番山本泰二君の質問を終わります。

次に、通告第2号、7番岨清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

岨清悦君の発言を許します。

○7番（岨 清悦君） 皆さん、おはようございます。

今定例会では、指定管理者の指定についての案件が6件出されています。指定管理者制度の効果や問題に関する報告書が多数出ておりますが、競争性がなければ効果もほとんどないというのが共通した結論だと思います。これまで指定していたところをそのまま指定するだけの指定管理者制度であれば、形式的な見積もりを仕方なくほかからもとって、これまで契約していたところと引き続き契約する随意契約と同じようなものだと思います。

その随意契約も、公募型プロポーザル方式で競争性を導入することができます。

来年度からの中部上北学校給食調理・配送等業務の公募には複数の応募があり、その実施要綱、仕様書、選定基準等は、中部上北広域事業組合のホームページで見ることができます。

前回の9月定例会において、随意契約の見直しについて質問しましたが、中部上北広域事業組合の公募型プロポーザルは、完璧に近い方法で進められており、当町の随意契約についても、それをひな型として活用することによって、競争性を簡単に導入できると思います。

七戸町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の第4条には、「町長は、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。」と明記されています。

ここで一番大事な言葉は、選定という言葉です。辞書で選定の意味を調べると、多くの中から、目的、条件などに合うものを選び定めることとあります。

応募者数が2者以上の場合と1者だけの場合と、1者もなかった場合の3種類に分類でき、2者以上の場合は選定することができます。応募が1者もなかった場合は、同条例の第5条で対応することになり、それには、「町長は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思量する、当町が出資している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」と明記されています。この場合の選定は、当町が出資している複数の法人、公共団体または公共的団体から選定するという意味になると思います。

問題は、公募したのに応募が1者しかない場合ですが、同条例にはその場合の定めがありません。これまでは、複数の応募があった場合の手続で行っていたようですが、選定委

員会が1者のみを選定基準に従って採点したとしても、それは「多くの中から目的、条件などに合うものを選び定めること」には該当しません。

指定管理者制度を活用する際に、より多くの法人に申請してもらうことが重要であり、複数の応募が見込まれない場合は、特に周知に力を注がなければなりません。指定管理者制度は、複数の応募により、競争原理が働くから効果が期待されるのであり、応募が複数なかった時点で、競争性導入に失敗したと評価しても間違いではないと思います。

今定例会で、指定管理者の選定について出されている案件6件について、案件ごとに公募や周知の方法と応募者数について重点的に質問し、確認していきたいと思っています。

東八甲田ローズカントリーについては、今年の3月定例会でも質問していましたが、危惧していたおりの結果になったことから、一般質問でも質問することにしました。

通告しております3点について、質問者席に移動して質問いたします。

質問1、東八甲田ローズカントリーの指定管理者の公募について質問していきます。

(1) 同施設の指定管理者公募の応募が、一般社団法人ローズカントリー1社だけに終わった原因をどのように分析しているかについてです。

同法人が昨年6月に施設長を採用し、その施設長の人件費を指定管理料の増額という形で町費負担する案に議会も同意しました。

私は、施設長として同法人の経営改善に寄与するだけではなく、ほかの法人が同施設の指定管理者への応募を検討する際に必要な情報を提供できるようにすることも業務の一つになっているものと思って、その人件費の全てを町費で負担する案に同意しました。

しかし、広報しちのへにも公募のお知らせはなく、ホームページに掲載していることも、9月定例会で町長からその説明があって、初めて知ったという状況でした。しかも、事業計画書を作成するのに必要な情報も、作成する時間もない公募方法でした。これでは、同法人が引き続き指定管理者になるのに必要な申請書類を作成させるためだけに採用した施設長だったということになり、町費を使って1者に肩入れしたやり方は公平性の観点からも問題だと思っています。多くの中から選び定める考えがあつたとはとても思えません。何か特別な理由があつて、複数の応募があれば困るというのであれば、その特別な理由を明文化し、随意計約で議会に提案するほうがよかつたと思っています。同法人の理事会の5年分の会議録も見てみましたが、発言も少なく、議論が非常に浅く、経営改善に最も有効な手段である競争原理を使うという明確な方針を決めることができず、時間だけが経過し、結果的に5年前と同じ結果になったと見ています。応募が同社1者だけで終わった原因を町長はどのように分析しているのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 町議員の御質問にお答えいたします。

応募者が1者しかなかった点については、公募範囲を町内に限定した点、それから、公募要項にあるバラ栽培の技術者を有することという条件をクリアするための人材確保が困難であつたのではないかと考えております。このことにつきましては、敷地内にある各施

設は、農業センター整備事業として国の補助金を活用し、整備していることから、バラ栽培を必須条件として募集したところであります。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） 公募する際の条件として、まず、バラの栽培に関して指導できる人が最低1人、これは仕方ないと思います。ただ、町内に限定したというところが全く納得できなくて、町内の農業者でバラや花卉で生計を立てている農家がいるのかということ考えた時点で、見通しが全くないような条件をつけたゆえに応募がほかになかったと思っています。むしろ、前の定例会でも話したように、地元でそういった業者がない場合、これが極端な話、東京から申し込みがあったとしても、私はそれでいいと思っています。むしろ経営者なり、そちらから従業員が何人かでも移住してくれれば、その効果も十分あると思っています。もう過ぎたことを言ってもしょうがないので、これから理想的な方向にどう持っていくかということに力を入れたいと思っています。

一般社団法人東八甲田ローズカントリー経営改善計画書を拝見しました。窮境に陥った原因として、人件費部分を中心に経費の拡大傾向にあり、抑制が大きな課題となっているにも関わらず、権限と責任ある実行体制のもとで、効果的な抑制策の検討、実施が行われてこなかったと記述してあります。

しかし、従業員の作業日報に、作業内容ごとに時間数を記入させながら、そのデータを集計し、人件費と生産性を評価する分析が全くなされておらず、赤字部門を縮小し、黒字が見込める品目を導入するような検討がなされていないなど、経営改善に最も必要な分析がなされていないと感じました。

今年度から当町が最低賃金で業務委託した加工施設の管理業務を施設長が行っているのを見て、時給2,500円の人にはもっと高度な仕事を与えるべきではないかと疑問に感じていました。むしろ外部に委託している経理を施設長の仕事にし、会計ソフトを使って経営分析をさせたり、人件費と生産性の分析をさせ、それを経営改善計画書に反映させたりしたほうがよかったと思っています。

施設長が今の中部上北広域事業組合の職員の先輩として働いていたことを考えると、施設長の事務能力を雇う側がうまく使えなかったのではないかと感じており、その原因が何かは分かりませんが、その原因を究明し、改善しない限り、どんな有能な人材を投入しても、期待する成果は得られないと実感しました。

私は、今回の一件でそのことに気づくことができたという点では効果があったと思っています。しかし、本来期待していた経営改善計画は、最も重要な人件費の分析やほかの品目の検討がない点では、期待したほどの効果が得られなかったと思っています。

（3）の質問に移ります。

5年前は指定管理業務に含めていなかった時給793円の加工施設の管理業務が、今回は含まれました。指定管理者に損失を負わせることにはならないかについてです。

加工施設の管理業務は、鍵の開け閉め、ボイラーの操作、加工機器の点検、使い方の指

導、使用後の清掃状況の確認等ですが、最初は加工友の会の会員でもある管理人が、使用頻度に関係なく、月1万5,000円の報酬で、朝と夕方に来て行っていました。

その後、衛生面の指導を強化する目的で、シルバー人材センターに業務委託し、1日中加工施設にすることができる人に管理を依頼しました。その間、加工品を販売する人に食品衛生管理者の資格をとってもらい、管理業務は最低限必要な業務のみに絞り、業務委託することにしたことや、利用料金を見直し、条例を改正したこともよい判断だと思いません。シルバー人材センターから朝と夕方の約2時間の仕事のために交通費を出してまで来てもらうよりも、同じ敷地内で働いている一般社団法人ローズカントリーに管理してもらったほうが、交通費分を削減できるという町側の考えは理解できますが、同一労働同一賃金とは言え、最低賃金の単価の仕事と同法人が受けてもメリットがないのではないかと考えていました。

令和2年度は、その管理業務の委託料として38万8,000円の予算を計上していますが、指定管理料の積算では、人件費として123万円を計上しています。今年度と同様、業務委託料として同額で積算しなかった理由について伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

加工センター人件費における積算額の増額については、現在、施設使用の際は、利用者の受付業務や施設の維持管理業務を町職員が行い、業務委託では、施設の施錠と解錠、清掃確認などを委託しております。

指定管理施設として募集するに当たり、町職員が行っていた業務を指定管理者へ移行されることから、管理内容は現在の業務委託内容より増えることとなりますので、増額して積算をいたしております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 今、職員が行っている業務もあわせて委託するということは理解できました。

加工施設の管理業務は利益を期待できない業務ですが、管理業務にとどまらず、将来的に加工にも取り組み、付加価値の高い商品を開発、販売していくという目標があれば、管理業務の経験はそのときに大いに役立つと思います。バラの生産を減らして削減した労力を加工品の開発に向け、農林課が6次産業化としてそれを支援していけば、経営は改善されていくような気がします。ただ、加工品については、すぐ利益が出るわけではなくて、やはり商品が売れるようになるまで相当期間も費用もかかりますので、長い目で見る必要はあると思います。

（4）の質問に移ります。

施設の設置目的は達成が困難だと思う。同施設及び同法人の方向性について、どう考えるかについてです。

同施設の設置目的が、「町の農業振興による農業経営者の生活安定を図ること」となっ

ていますが、バラで生計を立てている農家もおらず、バラを栽培したいと思っている農家がない状況では、農業振興に貢献するのは困難だと思います。バラを可能な限り縮小させ、生産性の高い作物に切りかえる検討を急ぐべきだと思います。

一般社団法人東八甲田ローズカントリーの定款も、バラや花卉等の生産に限定されていて、ほかの農産物を生産できない状況になっていた点も課題だと思っていましたが、それに関しては、定款を変更し、生産できる作物の選択肢を増やした点は一步前進したと言えます。

一般社団法人は営利を目的にした法人ではないから、それほど利益追求を求めなくてもいいという気持ちが職員にもあるとすれば、その意識を変えるためにも、法人の形態も株式会社に変更したほうがよいと思っています。

また、今働いている従業員が、まちから施設を借りてでも、今後のバラの生産、販売を自分の仕事とし、それで生計を立てていきたいと思っているかどうかが一番重要だと思います。

町が出資金120万円のうち100万円出資していますが、今働いている従業員の中で、社長として同社を経営していきたいと思っている人に、町が保有している株式を全て譲渡し、完全に町から切り離して独立させるべきではないかと思っています。同社を精神的にも法的にも町に依存しない独立した会社にする考えがあるか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

東八甲田ローズカントリーは、景観を整備し、誘客促進を図るため、緑地広場やローズガーデンの整備を行い、体験型農業施設として、体験ハウス、花卉集出荷施設などを整備してきました。

今後の方向性についてであります。緑地広場などの景観整備につきましては、四季を通して誘客促進につながるような事業展開を図り、周辺の観光施設との連携を強化していきます。

また、体験ハウスなどの農業施設につきましては、これまでのバラ栽培だけでなく、新規就農者のための施設貸し出しや、農業経営者への貸し出し、そして、体験農園としての活用など、農業経営者の生活安定を図る施設として活用していくこととしております。

次に、同法人の今後のあり方についてであります。同法人は、主として花卉の生産技術に関する研究及び町内農家に対しての普及指導を図ることを目的に設立されましたが、時代の変化とともに、花卉による農業経営、これは厳しさを増し、普及振興は難しい状況となっております。

こういうことから、今年度、同法人の定款見直しを行い、花卉を含む農産物の生産、販売や、加工開発など、多岐にわたる事業展開、これが可能になりました。

今後は、施設を整備した補助事業の成約がある中での活動となりますが、法人における組織体制や事業の見直しを行うことで、経営基盤を確立させ、自立した企業運営を目指し

ていきたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（呷 清悦君） 3月定例会で私が提案した内容に近い方向性に向かっているなどというふうに感じましたので、それで進めていただきたいと思っています。

（5）の質問に移ります。

耐用年数を経過したハウスは、町主導で利用希望者に貸与すべきだと思うが、見通しはどうかについてです。

これまでの指定管理料は、町が費用を負担する必要がない自主事業の分までも予算計上していたように思います。

今回、指定管理者を公募する際の町として業務を依頼する部分と、同社の判断と責任において行う自主事業の部分を明確にする必要があると思います。1,000平方メートルの農業用ハウス2棟の処分制限年月日は平成21年3月31日、972平方メートルの農業用ハウス4棟の処分制限年月日は平成23年12月12日であることから、全棟、利用希望者に貸与してもよいと思います。

今年9月24日締め切りで、同法人が指定管理者に選定された場合に実施するという条件つきで公募しましたが、同法人に転貸させるのではなく、同農業施設の所有者である町の責任で利用希望者を公募し、選定し、貸与すべきではないかと思っています。そして、その公募に対して、同法人が自主事業として何棟のハウスを借りて、何を栽培するのかは同法人の判断に任せるべきではないかと思っています。また、そうすることで、指定管理料は大幅に削減できるかと思っていますが、それについてはどのように考えているのか、1点目に伺います。

2点目に、9月24日までに農業用ハウス2棟の利用希望者はあったのかと、ほかの4棟についても貸与できないのかについて伺います。また、貸与できないとすれば、その理由も伺います。4月から使用できるように貸与する考えであれば、まだ十分時間はあります。再度、利用希望者を募集する考えはあるのか。また、利用希望者が複数になった場合、どのような方法で選定するのかを3点目に伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

1点目の、指定管理者の公募時における自主事業と指定管理事業との明確化についてですが、指定管理者の募集においては、体験ハウスにおける指定管理料は、バラ栽培を行う1棟のみで積算しており、それ以外の体験ハウスにつきましては、貸し出しなどの自主事業として使用していただくため、事業経費は指定管理料に一切含まれておりません。よって、町の責任において利用希望者を募集し、貸し出しを行ったとしても、指定管理料の削減にはなりません。

そして、2点目の体験ハウス貸し出しの利用希望者はあったかについてですが、同法人に確認を行ったところ、体験ハウスを使った果樹栽培についての問い合わせが1件あった

と伺っております。町としては、利用希望者である農業経営者と連絡をとり、事業実施に向けた話し合いを進めていきたいというように考えております。

また、全6棟ある体験ハウスの利用についてであります。1棟は指定管理施設として条件を付したバラ栽培をお願いしております。残り5棟については、新規就農者用の貸し出しや、農業経営者への貸し出しを行い、残りは指定管理者の自主事業として使用する計画となっております。

そして、今後の利用希望者、これを募集するののかということですが、希望者が複数の場合の選定方法についてであります。農業経営者に対して募集を行った際、問い合わせをいただいた方と話し合うこととしており、今後も指定管理者の行う自主事業の経営計画を検証しながら、状況に応じてハウスの利用者を募集していきたいと考えています。

複数の利用希望者があった場合については、観光地ということも加味し、体験型農業を実施できるか、バラ園とタイアップしていくのにかどうか、こういったものが優先されると考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 現在、問い合わせのあった果樹栽培を検討している1件、ここを優先的に話し合いを進めていくと。まだ空くようであれば、また募集するというふうな考えであるということ。それから、やはり体験型、観光で誘客目的につながるようなという部分で、果樹を重視しているという点でも、それが恐らく選定基準になってくるのかなと思います。

いずれにしても、そういった貸し出しを募集しているということが多くの町内の農業者に伝わるように周知に努めていただきたいと思います。

質問2の、道の駅しちのへの指定管理者の公募について伺っていきます。

（1）競争性を持たせ、活性化を図るためには、早期に方針を決め、公募の周知を図るべきだと思うが、どのように考えているかについてです。

現在、道の駅しちのへは、物産館が指定管理で、七彩館と花卉展示館は直営で運営しています。次の選択肢としては、物産館は指定管理者を公募し、七彩館と花卉展示館は直営のままの方法と、両方とも別々に指定管理者を公募する方法と、以前のように両方を一体として指定管理者を公募する方法が考えられると思いますが、それぞれのメリット、デメリットをどのように分析しているのか。そして、現時点ではどの方法が最良だと考えているのかを1点目に伺います。

応募者が多いほうが望ましいですが、目標とする応募者数と、周知方法と、公募開始予定について、2点目に伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和4年度からの道の駅関連施設の指定管理について、一般論として申し上げます。議員おっしゃるとおり、大きく三つが考えられます。どの組み合わせもメリット、デメリット

トはありますが、一つのエリアに複数の指定管理者が存在することは、各施設が競い合い、連携し、相乗効果につながる可能性、これはあります。その反面、管理者同士の息が合わないということもあるかもしれません。また、一体管理することで、管理面や経常収支について、道の駅全体を視野に入れることができます。方針や戦略について町側と1対1の話ができます。ただし、なれあいやマンネリ化、こういったことも考えられます。

いずれにしても、公募すべきかどうか、この点を考えるのが大事であります。町条例については、当然、公募もある。ただし、5条では、公募によらないものもあります。ですから、その辺もこれはしっかり考えて、何でもかんでも公募というわけにはいかないというふうには今は今のところは考えています。新年度において、方針をしっかり定め、適切な時期になりましたらお知らせをしたいというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 今回、指定管理者の選定という選定、選ぶという言葉、今までも何回も出てきていながら、今まで余りにしていなかったのに、なぜ今回、これだけこだわるかと、自分でも分析してみたのですけれども、今、アメリカ大統領でも、選挙が不正だったのではないかということから、選ぶということがいかに重要かというのと、我々議員も選挙で町民から選ばれて議員活動をしているわけです。

道の駅に関しても、数年前に問題が起こったときにも、問題を解決するにはどうするかという提案もしたり、質問もしてきましたけれども、一番本来力を入れるべきは、その組織の代表を選ぶときに、問題なく、まちの期待に応えられる人が選ぶ仕組みになっていけばいいのだなど。だから、友の会でも、結局、選び方に問題があったと思っています。より多くの会員の支持を受けて、期待されて会長に選ばれる選び方になっていけば、ああいう問題にはならなかったと思っています。前回は、そういった部分では、会員から推薦し合って理事を選ぶということで、一步改善されたと思っています。将来的には一体的に管理できて、全体を見て効率よく運営できるような能力を持った人が、より多くの中から選ばれて、やはりリーダーになるようなことが望ましいと思っています。ですから、町に最も力を入れてほしいと思っているのは、どこに任せるかといったときに、そこの代表がより多くの人の中から選ばれて、選ばれた結果を見たときに、なるほどこの人であれば間違いのないというふうな人が選ばれれば問題も起きないし、より発展すると思っています。

（2）の質問に移ります。

1年前に提案した七彩館の防風、防寒対策等の改修工事の検討状況はどのようになっているかについてです。

新型コロナの影響を大きく受けている飲食業者にとって、道の駅しちのへは持ち帰りの商品を販売できる場所として、また、それによって顧客を獲得できる場所としても、1年前に比べ、はるかに魅力が高まったと思います。

私が受けた相談や質問の中に、七彩館のそば屋の場所はどうすれば借りることができるのかという質問がありました。保健所の許可をとった調理場で調理した商品を持ち込んで

販売するだけよりも、その場で揚げたてや焼きたてを提供するほうが売り上げは格段に伸びるとのことで、メニューもかなり研究しているようでした。そのような意欲的な業者が魅力ある商品を販売することは、道の駅のさらなる集客にもつながると思います。限られた場所しかなければ、競争原理を働かせて選定するしかありませんが、簡易な調理ができるようにさえしてあげれば、希望者を出店させてあげることは可能だと思います。

七彩館の西側のドアが開くたびに寒い思いをする、人の体調が気になる季節になってきました。七彩館回廊の効果的な活用方法もあわせて、防風、防寒対策等の改修工事の検討状況はどのようになっているのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

七彩館の回廊をガラス張りの風除室にするという提案については、工事費がかなり想定されることから、費用対効果なども考慮して慎重に考えてみたいと答弁しておりました。今も同じような思いであります。

ただし、回廊の有効活用として、簡易な調理設備による出店スペースについて、設計業者と今、打ち合わせの最中ということであります。ある程度の防風も含めて協議をしておりますので、結果が出たら、改めてその改修方から進めてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昶 清悦君） この点については報告を待ちたいと思います。

質問3、広報しちのへの職員紹介について伺っていきます。

質問は一つです。毎年広報しちのへ5月号では、顔写真付きの職員紹介は町民に好評です。今年、顔写真を省略した理由は何か。また、来年から復活させる考えはあるかについてです。

今年の広報しちのへ5月号を見て真っ先に気になったのが、職員紹介に顔写真がなかったことです。東北町の今年の5月号は顔写真つきで紹介しています。広報しちのへはホームページでも見ることができ、職員の名前が分からないときや思い出せなくなったときは、スマホですぐに確認できるので、私は便利に活用しています。パソコンやスマホは使えない町民でも、そういうときのために、広報しちのへを保存しているという人もいました。また、私もいろいろな人と名刺交換をしますが、その枚数も多くなってくると、後で名刺を見ても、その人の顔を思い浮かべることができないときがあります。そのようなことから、私は顔と名前を一緒に覚えてもらえるように、自分の名刺には顔写真を載せています。インターネットが普及し、非常に便利になってきましたが、一方では、それによる新たな犯罪やトラブルも起きています。当町でも、これまではなかった新たな問題が発生したのではないかと思います。

1点目に、顔写真を省略した理由について伺います。

また、私と同様、今までどおり顔写真があったほうが良いと思っている町民が多いように感じています。

2点目に、来年から再度顔写真つきで職員紹介する考えはないか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

広報しちのへの顔写真の掲載は、平成22年から行ってきましたが、御指摘のとおり、本年はその掲載がなされておられません。実はその理由でありますけれども、我々と担当職員のいわゆる連絡調整のミスということでもあります。重大なミスであり、改めて町民の皆さんにおわびを申し上げたいと思っております。実は民生委員でも、農業委員会もそうですけれども、一部、他町村ではいろいろな問題が若干あっているようではございますけれども、顔写真を出しております。町民の皆さんもこれを待っているということでありました。こういう大きな変更、職員もいろいろ情報量が多くなって、スペースが非常に窮屈になったということもあったみたいですが、やはりこういう大きな変更というのは勝手に行ってはならないと思っております。改めておわびを申し上げたいと思っております。来年については掲載はいたします。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（呷 清悦君） 職員、例えば200人ぐらいの人の顔写真を毎年撮るといって、担当職員も負担が大きいかと思うのですが、私も選挙に出ていると、ポスターの写真、4年前、8年前、使っている人も結構いるのと、知っている中では16年前のものを使っている人がいても、言われないと気づかないような人もいたりで、ですから、去年使った顔写真を、本人が変えたいというのでなければ、そのまま使っても全く問題はないと思いますので、それと、やはり個人情報保護が重要な時代ですけれども、町の職員として採用される時点で、町民と接する仕事なのだということで、名前と顔写真はやはり一致していただく方がいい。それから、その担当している職務が何か。それ以外のことは別にしっかり守っていただければと思います。

町長から期待する答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、7番呷清悦君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時26分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○10番（佐々木寿夫君） 我がまちの高齢者は6,000人を超え、高齢化率は平成30年で約38%、今では40%ぐらいだと思います。全国平均よりも10%も高く、青森県平均は約32%ですから、青森県でも高齢化率は高いほうで、近隣市町村と比較しても高くなっています。平均寿命の延びに伴い、さらに高齢化率は高くなり、2040年度に

は5割を超えると予想されています。平均寿命の伸びは大変喜ばしいことです。この高齢者がいきいきと安心して暮らすことができるよう、来年度から始まる第8期介護保険事業計画について質問します。

二つ目の質問は、就学援助制度についてです。

三つ目は、町民の健康対策について質問します。

以上で、壇上からの発言とします。

では、質問者席から質問させていただきます。

最初に、第8期介護保険事業計画についてです。

介護保険制度は3年ごとに制度改正が行われ、令和3年度は介護保険改正の年になり、第8期の介護保険事業計画がスタートします。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行い、サービス見込み量の設定を行い、計画することとなっています。

今の議会で、私は、来年度からの3年間、介護保険事業計画の費用に基づき算定される保険料額についてまず質問します。

一つ目は、介護保険料基準額について、現行と比較し、どうなるかについてです。

一つ目、第1点、第5期から6期、6期から7期と、介護保険の基準額の引き上げ額、率はそれぞれどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

第5期介護保険事業計画の基準額は5,896円、そして、第6期の基準額が6,690円でしたので、引き上げ額は794円、その率は13.47%となっております。また、第6期の基準額は6,690円で、第7期の基準額が7,480円でしたので、引き上げ額は790円、その率は11.81%となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 5期から6期、6期から7期と、それぞれ十数%ずつ引き上げとなっておりますが、第2点、7期から8期の引き上げの額、率、この予定額はどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

第8期における保険料、現在、算定中でありまして、第7期と比較しておよそ300円ほどの引き上げ額になりまして、その率は4.01%ぐらいを見込んでおります。最終的には2月末ごろに開催予定の介護保険運営協議会において決定となります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 第7期から8期、来年度から300円程度、4.01%ぐらいの引き上げ率になるのではないかとということですが、第6期、第7期、第8期と連続の引き上げは、高齢者の生活を直撃します。今まで何回も言ってきましたが、国全体で国民年金の平均受給額は月額約5万6,000円、厚生年金平均受給額は月額14万5,000

円で、七戸町の場合にはさらに低いと考えられます。特に高齢者単身世帯で国民年金しか収入のない人は大変です。少ない年金から所得段階により保険料は決められているものの、数千円から1万円以上と引き去られるのは本当に厳しいと言わざるを得ません。よく高齢者世帯は貯蓄が平均でも2,000万円ほどと言われておりますが、格差が広がり、平均貯蓄額より少ない方が6割以上もいます。高齢者の収入の9割以上が年金収入で、家計収支は直接税や社会保険料など、非消費支出の増もあり、不足しています。その分、預貯金の取り崩しを行うなどで賄われています。

このような高齢者の生活実態から、介護保険料の引き上げ等は考えなければならないと思います。3月の議会で詳細が説明されるということですが、毎回引き上げとなっている、こういう事態はできるだけ避けなければならないし、3月まで検討していただきたいと思います。

次に、二つ目の質問に入ります。

低所得者に対するまち独自の保険料、利用料の減免制度を設けることはできないか。

現在の介護保険料のシステムというのは、利用者が増え、利用額が増えると、それがそのまま介護保険料にはね返ってくる仕組みになっているわけです。国の大きな問題です。

低所得者に対して、まち独自の保険料、利用料の減免制度を設けることはできないか。介護保険料は現在も9段階に区分され、低所得者に対する対策にも配慮されているが、さらに町独自で介護保険料、利用料の減免制度を設けることはできないか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

低所得者に対する保険料は、平成27年度より、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減強化が図られております。

先般の令和元年10月において、消費税10%への引き上げに伴い、令和2年度においても、第1段階から第3段階の方の保険料は既に軽減されております。

町独自の低所得者への減免制度を設けた場合、当然、必要となる財源、これはほかの被保険者へしわ寄せがいくということになり、公平性に欠け、理解が得られがたいと思われることから、減免制度は設けることはできないものと考えております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 低所得者に対しては、消費税10%に増税したときに、第1段階から第3段階までの間は軽減措置というのは行われていますが、町独自でやるとすれば、必要財源の確保など、難しい問題がある、それはそのとおりです。その介護予防・日常生活支援事業のところでは、国は要するに介護保険で使うお金の上限を厳しく定めてきています。そういうことから、町独自で低所得者に対するサービスのための必要財源を確保することは大変難しいと考えられていますが、しかし、一般会計の繰り入れなど、考えられないことはありません。会計の繰り入れなど、国は低所得者に対する居住費や食費の補足給付も対象から外す、介護保険の利用料の負担額を2割から3割にするな

ど、さまざまな負担増を考えています。したがって、町民の低所得者の負担額というのは決して軽視できない問題であるというふうに考えています。

だから、第8期の介護保険料の設定の場合には、そのようなことも十分に考えて、なんとしても町民の高齢者の生活をしっかり支えていくことに力を入れてもらいたいと思います。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。この事業は、第7期の介護保険事業から始まったものです。要するに要支援1、2と判定されている方々のサービスを介護保険給付から外し、市町村の総合事業にしたもので、各市町村が基準や単価の設定をして運営しています。私が第1の問題にしたいのは、要支援者の自己負担額は、現行の7期と比較してどうなるかです。

そこで、質問いたします。介護予防・日常生活支援事業について、利用者の負担額は、第8期では現行と比べてどうなりますか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

利用者の負担額については、厚生労働省の定める介護予防訪問介護等の単価を上限として、市町村が定めることになっており、第7期においては、町内外の予防給付サービス提供事業者との協議により、国が定める額と同額に設定したところであります。

第8期においても、予防給付サービス提供事業者と協議を重ねたところ、介護報酬の改定により、若干の引き上げが見込まれますが、利用者の負担額は国が定める額と同額に設定する予定であります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 若干の引き上げはあるということで、要するに要支援の方々はお金が高くなるわけです。そういうことも高齢者の生活上から十分に引き上げは考えていただきたいと思います。

次に、介護事業所に要支援者のサービスを委託する場合の単価はどうなりますか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

予防給付サービス提供事業者に対して支払われる給付費についても、第7期と比較して、介護報酬の改定により、若干の引き上げが見込まれますが、第8期においても制度上の変更はないことから、国が定める額と同額に設定する予定であります。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 介護事業所の事業者は、数年前に単価が下げられ、大変厳しい思いをしています。7期に比べて若干の引き上げになるということは、それはそれでよいと、こういうふうに思います。介護事業者の単価の引き上げというのは、国に働きかけながら考えていかなければならないと思います。

以上で、第1の第8期介護保険事業計画についての質問を終わります。

次に、2点目の就学援助制度についてです。

就学援助制度の準要保護児童・生徒の入学準備金、正確には新入学児童生徒学用品費についてです。

まず、質問1、準要保護児童・生徒の入学準備金はそれぞれ幾らか、支給月は何月か。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会では、就学援助費支給要綱に基づき、準要保護者に対して入学準備金を支給しております。入学準備金とは、新入学児童生徒学用品費に当たりますが、小学校入学児童は5万1,060円、中学校入学生徒は6万円となっております。

また、支給月につきましては、平成29年度までは6月に支給していましたが、平成30年度からは支給月を早め、4月に支給しております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 平成29年には6月、30年には4月と、児童には5万1,060円、中学校生徒には6万円ということですが、二つ目の質問に移ります。児童・生徒が小中学校入学時に必要な経費はおよそどれぐらいとお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

入学時、一般的に必要なものを小中学校から聞き取りして算出した結果であります。小学校入学時で約3万円から8万円、中学校入学時で約8万円から12万円となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 中学校入学時には8万円から12万円と。準要保護生徒には6万円の支給があるということですので、明らかにまず足りないわけです。

次に、質問3に移ります。

準要保護児童・生徒の保護者が、入学準備のため、準備金を必要とする月は何月ごろとお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

入学時に必要なものは、2月上旬に各学校で実施される新入学者説明会以降に準備するものと思われま。入学準備金を必要とする時期につきましては、2月中旬から3月下旬までの期間ではないかと考えております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 2月から3月が必要な月ということですが、近隣市町村は入学準備金を何月に支給していますか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

令和元年度における上十三管内市町村の支給実績で申し上げますと、十和田市、三沢市、横浜町は3月以前に支給しております。その他の町村は4月以降の支給となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 十和田、三沢、横浜は3月以前、あとは4月以降と、こうなっていますが、保護者が入学準備金を必要とする月は2月から3月ということで、七戸町でも入学準備金の支給は、実際に入学準備のための買い物などをする月にあわせたほうがよいと思います。

そこで、七戸町で準要保護入学準備金を4月より前に支給できないか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

入学準備金の支給要綱では、町立の小中学校に就学する児童・生徒の保護者で町内に住所を有する者を支給対象者としていることから、毎年4月1日現在の児童・生徒の在籍を確認後に支給してまいりました。

しかしながら、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、入学準備は3月以前に行うことが考えられることから、令和4年度入学児童生徒から3月中の支給に向けて学校と協議しながら、事務手続を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 令和4年度から3月中に支給するように準備したいということですが、町村によっては1月から支給しているところもあるので、入学準備金の支給を前倒しできるように、これからも検討していただきたいと思います。

次に、準要保護生徒の高校入学時に入学準備金を支給できないかということで、高校入学はさらにお金がかかるわけで、町独自で準要保護生徒の高校入学時に入学準備金を支給できないか。

○議長（瀬川左一君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

高校の入学準備金については、県において、国公立高校生等奨学のための給付金給付要綱に基づき、授業料以外の必要な経費について給付金を支給する制度があります。この制度は、県民税及び町民税の所得割が非課税である世帯を対象として支給されるものであり、学用品に係る経費がこの給付金に含まれております。

町教育委員会としましては、県における給付金制度がございますので、町独自で高校入学準備金を給付することは考えておりません。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 町独自では考えていないということですが、高校入学時に係る準備金というのはかなりあるわけで、町独自でも支給する必要があると思います。

次に、町民の健康対策についてです。

町民の健康対策、ピロリ菌の検査料及び除菌の医療費について質問します。

ピロリ菌というのは、胃がんの主な原因、非常に胃がんとの関係性が高いということから、ピロリ菌について、その検査や除菌など、考えていかなければならないと思っています。

そこで、質問1、国、青森県、七戸町の平均寿命はそれぞれどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平均寿命の最新統計は、平成27年度の保健統計となりますが、全国では、男、80.8歳、女、87歳。県では、男、78.7歳、女、86歳。七戸町では、男、78.5歳、女、86.2歳となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 今、平均寿命を国、県、七戸町と比べると、明らかに男女とも国より短くなっているわけです。この辺が町の健康対策の一つの課題だと思います。

次の質問に移ります。

国、県、七戸町のがんの死亡者、死亡率はどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平成30年度保健統計では、がんによる全国の死亡者数は37万3,584人、死亡率は人口10万人に対する率で、300.7。県の死亡者数は4,947人、死亡率は393.2。町の死亡者数は60人、死亡率は400.7となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 今、国、県、町のがんの死亡者、死亡率を比べてみると、七戸町は明らかにがんの死亡者は60人で、死亡率は400.7ということで、国、県よりも高いわけです。がんに対する対策というのは考えていかなければならないと思います。

次に、伺います。国、県、七戸町の胃がんの死亡者、死亡率はどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平成30年度保健統計では、胃がんによる全国の死亡者数は4万4,192人、死亡率、これは人口10万人に対する率で35.6。県の死亡者数は604人で、死亡率が48.0。町の死亡者数は2人で、死亡率は13.4となっております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 胃がんは国よりも県のほうが高くなっています。七戸町は平成30年では2人で、13.4ということで低くなっているのですが、胃がんの主な原因のピロリ菌、これの除菌というのは大変急がれると思っています。

そこで、胃がんの主な原因のピロリ菌の検査料及び除菌の医療費はそれぞれどれぐらいですか。

○議長（瀬川左一君） 10番議員、今の質問で4回になります。議会規則63条の規定によって、特に発言を許します。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

質問を続けてください。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 胃がんの主な原因のピロリ菌の検査料及び除菌の医療費はそれぞれどれぐらいか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ピロリ菌の検査は、胃に症状がある方が受診後に医師の指示のもと、検査をする場合と、人間ドックのオプションでの検査があります。医師の指示のもとによる検査料は、個人の病状や医療機関により様々な金額になります。七戸病院の人間ドックのオプション検査料は5,500円となっております。除菌の治療費は、個人の病状や医療機関により金額に違いがあり、一概に幾らとお答えすることはできません。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 最後の質問ですが、七戸町では大腸がんについては検査や治療費は無料にしているのですが、このピロリ菌の検査料、除菌の医療費を支援し、無料にできないか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

胃がんはピロリ菌が関与していると言われていますが、厚生労働省では、科学的根拠に基づいて、効果のあるがん検診を市町村事業として行うよう、指針を示しております。

町でも国の指針にあわせて胃がん検診を実施しており、バリウム検査を基本50歳以上の方に、最低2年に1回の間隔で受診していただき、支援をしております。

しかし、近年、県、町ともに大腸がんが多くなってきていることから、町では今年度より、40歳から59歳の方を対象に、大腸がん検診を無料で実施しております。このことから、町では大腸がん検診を優先して取り組んでおりますので、現段階ではピロリ菌に特化した検査料や除菌の治療費に対する助成、これは考えておりません。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） ピロリ菌の除菌というのは、年齢が50代以上になるとピロリ菌の保持者が20%ぐらいと言われております。このピロリ菌の検査料、除菌、この辺は町民の健康を守る上でも大切だと思います。

以上、お話ししまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、12月3日の本会議は午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまです。

散会 午後 0時03分